

後発医薬品の薬価基準緊急収載のお知らせ

厚生労働省は令和6年11月12日、後発医薬品の薬価基準追補収載を告示しました。後発医薬品として初収載の1成分、2規格、2品目です。先発医薬品の供給不足問題を受け、通常より1ヶ月前倒しで特例的に緊急収載されました。保険適用は11月12日からです。

【初収載の後発医薬品】

〔注射薬〕

薬効分類等：121 局所麻酔薬

成分名	先発品（メーカー）	後発品（メーカー）	後発品の規格単位	薬価（円）
ロピバカイン 塩酸塩水和物	アナペイン注 7.5mg/mL	ロピバカイン塩酸塩 0.75%注 75mg/10mL 「テルモ」	0.75%10mL 1管	260
	// (サンドファーマ～サンド)	ロピバカイン塩酸塩 0.75%注 150mg/20mL 「テルモ」 (テルモ)	0.75%20mL 1管	520

令和6年11月12日 官報（号外第264号） 厚生労働省告示第327号 1頁～2頁。

下記をご参照ください。

<https://kanpou.npb.go.jp/20241112/20241112g00264/20241112g002640001f.html>

後発医薬品調剤体制加算の算定要件となっている後発品数量シェアの算定の分母に組み入れられることになる日についての詳細は厚労省ホームページを参照

（<https://www.mhlw.go.jp/topics/2024/04/tp20240401-01.html>）。

薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和6年11月12日適用）

目次5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）